

## 令和5年度津市生活応援商品券発行事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料価格高騰の影響を受けた市民生活を応援するとともに、地域経済の活性化を図るため、プレミアム分を付与した商品券の発行、販売等を行う事業（以下「商品券発行事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 購入引換券 商品券を購入する際に引き換える文書として本市が発行するものをいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 受託事業者 本市から委託を受け、商品券の販売、換金手続等を実施する事業者をいう。
- (4) 購入対象者 令和5年8月31日において本市の住民基本台帳に登録されている者で、購入引換券の交付を受けたものをいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

### (商品券の発行総額等)

第3条 商品券の発行総額は、35億3,600万円とする。

- 2 商品券の発行総額のうち、販売総額は、27億2,000万円とし、その30パーセントを上乗せ方式のプレミアム分とする。

### (商品券の額面等)

第4条 商品券の1枚当たりの額面は、1,000円とする。

- 2 受託事業者は、購入対象者に対し、商品券13枚を1冊として、1冊当たり1万円で販売するものとする。

### (商品券の使用範囲等)

第5条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、令和5年10月2日から令和6年1月31日までとする。
- 3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回

るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われな  
いものとする。

- 4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 商品券は、交付された本人又はその代理人に限り使用することができる。
- 6 商品券は、次に掲げる物品の購入及び役務の提供を受けるために使用する  
ことはできない。
  - (1) 不動産又は金融商品
  - (2) たばこ
  - (3) 有価証券、前払式証票その他の換金性の高いもの
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第  
122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - (5) 国税、地方税、使用料その他の公租公課
  - (6) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条第1項及  
び第2項の舟券
  - (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等
  - (8) 保険診療の対象となる医療費、処方箋により処方された薬代及び介護保  
険の対象となるサービス費用
  - (9) その他市長が不相当と認めるもの  
（商品券の購入限度額）

第6条 商品券の購入限度額は、1人当たり1万円とする。

（商品券の購入等）

第7条 購入対象者は、本市が別に指定した場所において購入引換券との引換  
えにより商品券を購入することができる。

2 商品券の販売期間は、令和5年10月2日から同年12月28日までとす  
る。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（特定事業者の登録等）

第8条 市長は、別に定める募集要項を示して特定事業者を募集し、応募した  
事業者を登録するものとする。

2 受託事業者は、前項の規定により登録した特定事業者に対し、別に定める  
特定事業者であることを証するものを交付するものとする。

（商品券の換金手続）

第9条 特定事業者は、本市が別に定める方法により使用された商品券の換金  
を申し出るものとする。

- 2 受託事業者は、前項の規定による申出があったときは、特定事業者に対し、使用された商品券の券面金額に相当する金銭を支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払の方法は、特定事業者の指定する預金口座へ振り込む方法によるものとする。
- 4 特定事業者は、令和6年2月29日までに商品券の換金を申し出るものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(商品券に関する周知等)

第10条 市長及び受託事業者は、商品券発行事業の実施に当たり、購入対象者の要件、商品券の購入方法、販売期間等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(購入が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長及び受託事業者が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者から第7条第2項に規定する期間の末日までに同条第1項の規定による購入が行われなかった場合は、購入対象者が商品券の購入を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、購入引換券の交付後であって、令和6年3月29日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により対応するものとする。

- (1) 返還対象者が商品券を購入する前の場合 返還対象者に購入引換券の返還を求める方法
- (2) 返還対象者が商品券を購入し、商品券を使用する前の場合 返還対象者に商品券の返還を求め、商品券の返還が行われた後、返還された商品券の購入代金を返還する方法
- (3) 返還対象者が商品券を使用した後の場合 返還対象者に商品券を使用した額のうち、プレミアム分に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる方法

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和5年8月21日から施行する。